

2024年 12月 9日

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止を求める意見書の請願

請願者

岩手県教職員組合 いわて盛岡支部  
支部長 青野大祐



紹介議員

請願第 167 号

神部 伸也

中 村 高

縄手 豊子

後藤 百合子



2024年12月9日

盛岡市議会議長 遠藤政幸 様

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の  
廃止を求める意見書の請願

提出者 岩手県盛岡市大通一丁目1-16

岩手県教職員組合 いわて盛岡支部

支部長 青野 大祐



〈請願の趣旨〉

今、学校現場では、いじめや不登校などの問題が増えており、子どもたちの学びが大きな危機に直面しています。子どもたちの学びを保障するためには、教育職員に「子どもと関わる時間」と「教育職員数」を確保することが必要です。

ところが「子どもと関わる時間」と「教育職員数」を確保するために進められてきた「学校の働き方改革」は、遅々として進んでいません。その原因の一つとして挙げられているのが「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）です。「給特法」では、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき「時間外勤務手当や休日勤務手当は、支給しない。」としています。その代替に教職調整額を定め、給料とみなして給料月額4%を支給しています。

また、時間外勤務を命じるときは「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るもの」とすること。から、日常的に行われる時間外勤務や休日勤務に対する手当ではありません。

「勤務手当や休日勤務手当が支給されない」にも関わらず、実際の学校では子どもの登校時間から保護者の帰宅時間を待っての家庭連絡など、時間外勤務が積み重なっています。子どもたちの学びを保障するためには、教職調整額の増額ではなく、教育職員の「子どもと関わる時間」の確保と「教育職員数」の確保が必要です。

よって国においては、子どもたちの学びを保障するため、教育職員が一人ひとりの子どもと十分に向き合える時間を確保するために、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願します。

〈請願事項〉

1. 「給特法」を廃止し、時間外勤務手当を支給すること。
2. 「子どもと関わる時間」の確保のため、「教職員の働き方改革」について具体的削減策を示すこと。
3. 教職員数の確保のため、具体的方策を実行すること。

【資料】

昭和四十六年法律第七十七号

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(抜粋)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

第四条 前条の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同条の教職調整額は、給料とみなす。

平成十五年政令第四百八十四号

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」(抜粋)

一 教育職員（法第六条第一項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。）については、正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。）を命じないものとする。

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとすること。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務